

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和4年9月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1	20220901	伊豆箱根バス株式会社（法人番号8080101005354）代表者鬼頭研二	静岡県三島市大場300番地	三島営業所	静岡県三島市多呂56番地の1	輸送施設の使用停止（50日車）	道路運送法第13条	令和4年4月22日、監査方針に基づき、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(道路運送法第13条)、(2)事業計画に定める業務の確保違反(道路運送法第16条第1項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	5	5